

# 法然浄土教における地蔵誹謗

清水邦彦

## 序

平安期において、地蔵菩薩は阿弥陀仏と結びついて信仰されるものであった。ところが、鎌倉期の説話集、『沙石集』には浄土教の門徒が、地蔵菩薩を誹謗する話がある。以下、試みに『沙石集』巻一第十話「浄土門ノ人神明ヲ軽テ罰ヲ豪ル事」の一段を引用したい。

中此念仏門ノ弘通サカリタリケル時ハ、余仏余経ミナイタツラ物ナリトテ、或ハ法花経ヲ河ニ流シ、或ハ地蔵ノ頭ニテ蓼スリナドシケリ。或里ニハ隣家ノ事ヲ下女ノ中ニ語リテ、「隣ノ家ノ地蔵ハ、既ニ目ノモトマデ、スリツブシタルゾヤ」トイヒケリ。浅間シカリケルシワザニコソ。或ル浄土宗ノ僧、地蔵菩薩供養シケル時、阿弥陀仏ノソバニ立チ給ヘルヲ、便ナシトテ、トリヲシテケリ。或ル人ハ、「地蔵信ゼン人ハ地獄ニ落ツベシ。地蔵ハ地獄ニオワスル故ニ」トイヒケリ。

ここで言う、「浄土門」「念仏門」「浄土宗」とは、法然浄土教を指すと考えられる。というのも、『法然上人絵伝』(四十八巻本)の中に法然が阿弥陀・観音・地蔵の三尊像の地蔵像を勢至像に改めさせた記述がある(『法然上人伝全集』五九頁)からであり、この記述は引用した『沙石集』の「或ル浄土宗」の僧の言動と一致する。又、

法然門徒が地蔵菩薩を含む、阿弥陀仏以外の仏菩薩を誹謗していたことは、日蓮の著作からも確認できる。

念仏を申さん人は、唱べき仏、菩薩の名あり。唱まじき仏菩薩の名あり。唱べき仏菩薩の名号者、阿弥三尊の名号、唱まじき仏菩薩の名号者、釈迦、薬師大日等の諸仏、地蔵、普賢、文殊、日、月、星、二所三島熊野羽黒天照八幡菩薩、此等の名を一遍も唱ん人は、念仏を十萬遍申したりとも、此仏、菩薩、日、月、神等の名を唱る過に依て、無間におつとも往生すべからずと云々。(『聖愚問答鈔』『日蓮聖人全集』第一卷九〇〜九二頁)

法然浄土教の人々が、地蔵の名を唱えれば、地獄に墮ちるとする、発言を行なったとするこの記述は『沙石集』と軌を一にしていると見える。

それでは、なぜ法然門徒は地蔵菩薩を誹謗するようになったのだろうか。和歌森太郎は、こうした誹謗の原因を浄土門系宗教が純一なる弥陀念仏を確立したことにあるとしている。この「浄土門系宗教」とは、前述の如く、法然浄土教を指す。確かに法然の思想の歴史的意義は専修念仏にある。しかしながら法然は『沙石集』に記されているが如く、地蔵を信すれば、地獄に墮ちるといった考えをもっていたのであろうか。本論文は法然が専修念仏において、阿弥陀仏以

外の仏菩薩（以下、余仏菩薩とする）への行をどう位置付けていたか、という問題を考えたい。

#### 一 法然における「余仏菩薩への行」の位置

前述の如く、法然の思想の特色は、阿弥陀仏の名号を唱えればよしとする、専修念仏にある。彼の教学を体系的に述べた『選択本願念仏集』（以下、『選択集』と略）の中で、略選択と呼ばれ、法然の思想の真髓が現れている箇所を以下引用する。

それ速やかに生死を離れむと欲はば、二種の勝法の中に、しばらく聖道門を聞いて、浄土門に入らむと欲はば、正雑二行の中に、しばらくもろもの雑行を抛てて、選じてまさに正行に帰すべし。正行を修せむと欲はば、正助二業の中に、なほし助業を傍らにして、選じてまさに正定を専らにすべし。正定の業とは即ちこれ仏名を称するなり。み名を称すれば、必ず生ずることを得。仏の本願によるが故なり。（思想大系一五八頁）

周知の通り、ここでいう「正行」とは阿弥陀仏に直接帰依する五つの行を指し、その内、阿弥陀仏の本願に順ずる「念仏」を正定の業、それ以外の四つの行を、念仏を助ける助業としている。そして「雑行」とは、正行以外の全てを往生の行を指す（『選択集』第二章思想大系九四頁・九六頁）。つまり、天台・真言といった他宗派の諸行及び薬師仏・地藏菩薩といった余仏菩薩への諸行は往生浄土のためには雑行にすぎず、これら雑行は全て投げ捨てられなければならないと法然は述べている。とすれば、地藏への行は往生浄土を願う

ならば、「雑行」であり、投げ捨てられるべきものである。地藏を信ずることが地獄への悪因となるとは、ここでは述べていないが、余仏菩薩への行を否定的に位置付けているのは事実である。

ところが、『禪勝房』に示される御詞においては、投げ捨てられるべき雑行を、念仏を助ける助業として評価している。

問ひて曰く、余仏余経に付いて結縁助成せむ事、雑と成るべきにや候。答ふ、我が身、仏の本願に乗ずるの後、決定往生の信起こらんの上は、他の善に結縁する事は、全く雑行と為るべからず、往生の助業とは成るべきなり。（昭和重修法然上人全集 六九七頁・以下、新法全と略）

とすれば、余仏菩薩への行は、「決定往生の信」という条件付きながら、往生の助業として肯定的に位置付けられる。

又、『七箇条起請文』には、天台・真言等の聖道門の教え及び余仏菩薩への誹謗を停止するよう弟子に呼び掛けている。

いまだ一句の文をも窺はずして、真言・止観を破り奉り、余の仏・菩薩を謗するを停止すべき事（思想大系二三二頁）

とすれば、ここでは地藏を信すれば、地獄に墮ちるといった、誹謗は否定されている訳であるから、余仏菩薩への行を肯定的に位置付けている、と言える。

一体法然は念仏以外の行、とりわけ余仏菩薩への行を肯定的に位置付けていたのだろうか、否定的に位置付けていたのだろうか。こうした、法然の一見矛盾するかのような論述は、略選択において、「しばらく聖道門を聞いて」・「しばらくもろもの雑行を抛てて」と「しばらく」というあいまいな副詞が付けられている事と合わせ

て、先行研究では様々に論じられてきた。以下、先行研究を整理しつつ、法然が念仏以外の諸行をどう位置付けていたかという問題を考えたい。

## 二 『七箇条起請文』の位置付け―「偽れる法然」論再考

こうした一種「二面性」に対して、本来門外不出の『選択集』にこそ法然の真意が現されているのであって、一方、『七箇条起請文』は外部からの弾圧を避けるために作られたいわば「偽れる法然」である、という考えが先行研究において、しばし提出されている。(田村円澄『法然上人伝の研究』昭和四七年 法蔵館・佐藤弘夫『日本中世の国家と仏教』昭和六二年 吉川弘文館)即ち、念仏以外の諸行を否定的に位置付けるのが、法然の真意であり、『七箇条起請文』の如く、天台・真言の教え及び余仏菩薩への誹謗を停止せよ、と言っているのは、妥協の産物である、という考えである。この考えは、貞慶『興福寺奏状』の、「(清水補一法然門徒日く)上人の詞、皆表裏あり」(思想大系『鎌倉旧仏教』四二頁)を論拠としている(田村二三九頁・佐藤一一九頁)。

結論から言えば、以下の三点からこの「偽れる法然」という考えには承服できない。まず、論拠である、『興福寺奏状』の「上人の詞、皆表裏あり」であるが、このフレーズはよく引用される故、ひとり歩きしている感がある。そこで原文に即してこのフレーズを解釈する必要がある。確認しておけば、このフレーズには「皆」の字が付いており、又、下の部分は、「中心を知らず、外間に拘はるることなかれ」(前同)となっている。従って、現代語訳をすれば、「法

然上人の言葉には、全て表裏があり、要が分らない。だから上人の言っていることを一々気にするな」となる。仮に貞慶が客観的に門徒の発言を記していたとしても、果たして、これは門徒の発言なのだろうか。少なくとも、直弟子の発言ではなからう。まして『興福寺奏状』は法然浄土教を批判するために書かれたものであり、表現を誇張している可能性がある。

そこで思い出されるのは、『七箇条起請文』の冒頭に「普く予が門人と号する念仏の上人等に告ぐ」(前同二三二頁)とあることである。つまり、『七箇条起請文』は直弟子のみ与えられたものではなく、自称「法然の弟子」に対して布告されたものとすべきである。

又、第七条に「偽って師範の説なりと号するを停止すべき事」(前同二三四頁)とある。このことから法然の「弟子」の中には、師の説を偽造している者がいたことが分かる。そして、師の説を偽造した者こそ、『興福寺奏状』で「上人の詞、皆表裏あり。」と発言している者ではなからうか。

とすれば、「上人の詞、皆表裏あり」とは、法然の直弟子の発言ではなく、法然の真意を曲解した、自称「弟子」の発言であり、又、貞慶は殊更に「弟子」の発言を記したのではなからうか。従って、この『興福寺奏状』の記述を以て、「偽れる法然」を主張するのは困難である。

批判の第二点として、種々の法然上人伝には、妥協なき求道者として法然が記述されている点を挙げたい。例えば、良忠の『選択伝弘決疑鈔裏書』には、師寂空との論争にも動じない法然が描かれて

おり、拾遺古徳伝・九卷本・琳阿本・四十八卷本にも同様の記述がある。又、醍醐本には土佐配流にあたって、世間との妥協を進言する弟子に対して、「たとえ首をはねられるとしても、専修念仏を云わない訳にはいかない」と法然は答えている。このことは、拾遺古徳伝・九卷本・十卷本・四十八卷本にも同様の記述がある。無論、醍醐本をはじめとする種々の法然上人伝は良質の史料とは言い難い。しかし、複数の上人伝にこうした伝承があることは無視できない。一方では良質の史料ではない『興福寺奏状』を使い、「偽れる法然」を主張し、一方では上人伝にみられる妥協なき法然を黙殺するとすれば、片手落ちと言える。

批判の第三点として、既に触れている通り、『禪勝房に示される御詞』において、法然は条件付きながら他宗派の諸行を念仏を助ける助業として評価している点を挙げたい。これが法然の「真意」だとすれば、『七箇条起請文』の天台・真言の教えを非謗することを停止せよ、とすることは、当然導き出される。『禪勝房に示される御詞』はもともと禪勝房への私信であり、対機説法的な側面はあったにせよ、外部からの弾圧を避けるために妥協した思想を展開する必要はなかったはずである。それ故、『禪勝房に示される御詞』は法然の「真意」を現した著作の一つであり、これと通ずる『七箇条起請文』を法然の「真意」ではない、とは言いがたい。

以上の三点から『七箇条起請文』を、法然の妥協の産物とする見解には承服できない。<sup>12)</sup>

### 三 統一的法然像と藤堂恭俊氏の研究

こうした法然の「二面性」を統一して解釈したのが、藤堂恭俊氏である。『法然上人研究』昭和五八年 山喜房<sup>13)</sup>以下の藤堂氏の論を要約したい。藤堂氏は『選択集』について三点の問題提起を行なった。

まず第一点は、『選択集』第二章において捨てられた雑行が略選釈においては、「しばらく捨て」と「しばらく」の語が付されているのは何故か、という点である。

第二点は、第二章で捨てられた雑行が第四章で異類の善根として名前が変わり、念仏を助成するものとして位置付けられているのは何故か、という点である。藤堂氏の論を補足するために、以下、該当箇所を引用する。

異類の善根をもつて念仏を助成す。(略) 起立塔像・懸絵・燃灯・散火・焼香等の諸行あり。これ即ち念仏の助成なり。(思想大系一一二頁)

これらの起立塔像の行は第二章の定義によれば、当然「雑行」にあたる。繰り返しになるが、これらの行が第四章において「異類の善根」と名前が変わり、念仏を助成するものとして位置付けられているのは、何故か、と藤堂氏は問題提起を行なっている。

第三点は、『選択集』第二章に「雑行を修める者、必ず廻向を用ひるの時に、往生の因となる。若し廻向を用ひざるの時には、得往生の因とならず」(思想大系九八頁)とあり、廻向を用いれば、雑行にも往生の因を認めることができる、とされているが、というこ

とは、雑行が往生の助業となりうるということなのだろうか、という点である。

以上の三点から藤堂氏は、雑行は捨てられればなしではなく、再び役割が与えられる場面がある、と仮説を立て、その答を『禪勝房に示されける御詞』に求めたのである。確認しておけば、先に引用した『禪勝房に示されける御詞』は、決定往生の信確立以後には、雑行が助業として位置付けられる、という意であった。

そこで藤堂氏は、『選択集』第二章の雑行を決定往生の信確立以前、第四章の異類の善根を確立以後にそれぞれ振り分け、雑行が、決定往生の信確立以後に、異類の善根として再び生かされる故、略選択には「しばらく」の語が付されている、としている。そして、このような考えは『選択集』にない訳ではなく、前述の如く、第二章には雑行は廻向を用いる時には、往生の因となる、としているが、この「廻向」こそ、決定往生の信という心的場において、雑行から異類の善根への「方向がえ」である、と藤堂氏は解釈している。

藤堂氏の論は、略選択の「しばらく」と『禪勝房に示されける御詞』とをむすび付け、法然における諸行の問題を解決しようとした卓見であると言える。しかし、結論から言えば、以下の三点からこの見解には承服できない。

まず第一に、異類の善根の取り扱いを考えたい。藤堂氏は『選択集』の異類の善根と名前を変えた雑行が念仏を助成する、との記述から、雑行が念仏を助成するのは、いかなる場合か、という問題を提起し、先の如くの結論にいたった訳であるが、もう少し『選択集』の本文を見直す必要があると思われる。

この異類の善根は、第四章において念仏と諸行に対する三様の態度が述べられている箇所に登場する。三様の態度について以下説明すると、第一に挙げられているのは、諸行を廃して念仏に専念させるために諸行を説いたとする廃立の義であり、第二は、念仏を助けるために、諸行が説かれたとする助成の義であり、第三は、念仏と諸行とを二つに分け、各々三種の別（三品）のあるために、諸行が説かれたとする、傍正の義である。無論、異類の善根は、第二の、助成の義のなかに説かれている。

藤堂氏は、この廃立・助成・傍正の三義を、廃立↓決定往生の信↓助成、という発展段階として解釈している。（『廃立の義にたつて五種正行以外の雑行を、念仏の能助と考えることはいかなる筋道の上に展開されるのであろうか。』前掲書一七七頁）しかし、『選択集』を読む限り、この三義は、並列的に位置付けられている。

およそかくのごときの三義不同ありといへども、ともにこれ一向念仏のための所以なり。（思想大系一一三頁）  
この点は藤堂氏の論と食違いを示している。

さらに法然は、三義のうち、言葉を選びながらも、廃立の義を正意としている。

但しこれらの義は、殿最知り難し。請ふ、もろもろの学者、取捨心にあり。今、もし善導によらば、初をもつて正とするのみ。

（前同一一三頁）  
廃立の義を正意とすることは、『選択集』の他の部分からも裏付けられる。

問うて曰く、もししからば何が故ぞ、直に本願の念仏の行を説

かず、煩わしく本願にあらざる定散の諸善を説くや。答へて曰く、(略)また定散は念仏の余善に超過たることを顯はさむがためなり。(略)定散は廃せむがために説き、念仏三昧は立せむがために説く。(前同一四八—一九九頁)

つまり『選択集』において、念仏と諸行との関係は廃立の義としか読めない。この点も、助成の義に積極的意味を見出だす藤堂氏の論とは食違いを示している。

又、藤堂氏は、『選択集』の解釈に、『禪勝房に示されける御詞』を導入することによって、廃立↓決定往生の信↓助成、と読み替えた訳だが、禪勝房が入門したのは、法然七十才の時であり、従って、この法語が成立したのは、法然の晩年である。とすれば、『選択集』(法然六十六才の著作)の解釈に『禪勝房に示されける御詞』を使用するのは、法然の思想を固定して捉えることとなり、妥当ではない。無論、前述の如く、『選択集』の中には雑行が廻向という方向替えにより往生の因と成る、という記述はある。しかし、この記述は、正雑二行の得失を論じた箇所的一部分である。

次に二行の得失を判ぜば、「もし前の正助二行を修すれば、心に親近して、憶念断えず、名づけて無間とす。もし後の雑行を行すれば、即ち心常に間断す。廻向して生ずることを得べしといへども、衆く疎雑の行を名づく」と、即ちその文なり(思想大系九六頁・引用は『観経疏』)

先に引用した「雑行を修める者、必ず廻向を用ひるの時に往生の因となる。(略)」は雑行の失を指摘する記述の一部分に過ぎない。従って『禪勝房に示されける御詞』の如く、雑行に積極的意義を見出

だすことは文脈上、できない。

以上の三点から、藤堂氏の論に私は承服できかねる。

#### 四 坪井俊映氏の研究

それでは、廃立の義を説く『選択集』と、条件付ではあるが、雑行を念仏の助業とする『禪勝房に示されける御詞』とをどう統一して解釈すべきであろうか。やはり、法然の詞には表裏があるののだろうか。

この問題に対し、坪井氏は、『選択集』とそれ以前の著作には、廃立の義が説かれるに對し、法然の晩年の著作には、助成・傍正の義が説かれることから、こうした諸行の取り扱ひの相違は、法然の思想深化に由るとしている。(『法然浄土教における一向専修の形成について』(2)『印度学仏教学研究』第二十卷第二号 昭和四七年)

例えば、『選択集』以前に廃立の義を説いたものとして、以下の史料を引用している。

善導ノ往生礼讚ナラヒニ、専修浄業ノ文等ニモ、雑修ノモノハ往生ヲトクル事、万カ中ニ一二ナホカタシ。(『念仏大意』新法全四〇七—四〇八頁・法然六十二才以前の著作か)

『選択集』では諸行往生を困難なものとしているが、認めていないわけではない。しかし、この『念仏大意』は、諸行往生を完全に否定している。

持戒の行へ、仏の本願ニあらぬ行なれハ、たへたらんしたかひて、たもたせたまふへく候。けうやうの行も仏の本願にあらす、たへんにしたかひて、つとめさせおはしますへく候。(略)

まめやかに、一心二三万五万、念仏をつとめさせたまはは、せうせう戒行やふれさせおはします候とも、往生ハそれにはより候ましきことに候。(熊谷の入道へつかはす御返事)新法全五三五〇五三六頁・熊谷入道は法然六十一才の時に入門、それ以後の著作)

ここに、念仏さえ唱えれば、少々戒法をやぶつてもよいという考えが表現されている。以上、『選択集』以前の著作とされるものは、諸行廃立が強く打ち出されている。

又、晩年に助成の義を説いたとする論拠として以下の史料を引用している。

現世をすぐべき様は念仏の申されん様にすぐべし。念仏のさまたげになりぬべくば、なになりともよろづをいとひすてて、これをとどむべし。いはく、ひじりで申されずば、めをまうけて申すべし。妻をまうけて申されずば、ひじりにて申すべし。(略)一人して申されずば、同朋とともに申すべし。共行して申されずば、一人篋居して申すべし。衣食住の三は、念仏の助業也。

これすなわち自身安穩にして念仏往生をとげんがためには、何事もみな助業也。(『禅勝房伝説の詞』新法全四六二〇四六三頁・禅勝房は法然七十才の時に入門、それ以後の著作)

結婚することも、衣食住も、往生の行としては、「雜行」にあたるが、『禅勝房伝説の詞』では念仏の助業として肯定的に位置付けている。

又、晩年に傍正の義を説いたとする論拠として、以下の史料を引用している。

一。法華經一品よみさして、魚くはすと申候は、いかに。答。くるしからず。(『百四十五問答』新法全六五九頁・法然七十才頃のものか?)

又、坪井氏は引用していないが、法然七十三才の時のものと思われる、『津戸の三郎につかはす御返事』には、仏像を造ることなどの雜行が容認されている。

一家ノ人人ノ善根ニ結縁助成セムコト、コノ条左右ニオヨヒ候ハス、无シカルヘク候。念仏ノ行ヲサマタグル事ヲコソ、専修ノ行ニ制シタル事ニテ候ヘ。人々ノアルイハ堂オモツクリ、仏オモツクリ、經オモカキ、僧オモ供養サムニハ、チカラヲタクワヘ縁ヲムスハムカ、念仏ヲサマタケ、専修ヲサフルホトノ事ハ候マシ。(略)往生ノタメニテハ候ハネハ、仏神ノイノリ、サラニクルシカルマシク候。(新法全五〇三〇四五〇四頁)こうしてみると、確かに晩年の著作には雜行を積極的に評価する傾向が読み取れる。

以上、坪井氏の論を、史料を補足しつつ、要約した。

坪井氏の論は、法然の著作の多くが年代不明なもののため、今一步説得力が欠けている感があるが、『選択集』を、諸行廃立の書と読む限り、『禅勝房』に示される御詞」と統一して解釈するには、坪井氏のように、法然の思想が深化していったと捉えるしか方法はないのではなからうか。

## 五 略選択における「しばらく」―宮井義雄氏の研究

そこで再び問題となってくるのが、略選択の「しばらく」である。

つまり、選択集が諸行を廃立した書であるとすれば、なぜ略選択において、「しばらく」の語が付されているのか、という問題である。

この問題について、宮井義雄氏は、西方浄土往生後に、成仏の行として諸行が生かされる故、このような表現が取られた、としている。『日本浄土教の研究』昭和五四年 成甲書房）その論拠として、宮井氏は『往生大要鈔』の「浄土門は、まづこの娑婆世界をいとひすてて、いそぎてかの極楽浄土にむまれて、かのくににして仏道を行ずる也。しかればかつが浄土にいたるまでの願行をたてて往生をとぐべきなり」（新法全四九頁\*かつがつ＝急いで）を挙げている（前掲書六二頁・一四二頁）。

宮井氏の論は、『選択集』に論拠が求めにくい点に難がある。しかし、法然において、往生後の念仏者の位は、一貫して「不退の位」である。つまり、往生後も成仏までの行が必要とされている。このことは、『選択集』でも変わりはない。以下、宮井氏の論を補足する意をもって、『選択集』を引用する。

前念に命終して、後念に即ちかの国に生まれて、長時永却に常に無為の諸業を受く。ないし成仏までに生死を経ず。あに快きにあらずや。（『選択集』思想大系百頁・但し、『往生礼讃』からの引用）

また浄土に往生して、ないし仏に成る、これはこれ相当益なり。

（『選択集』思想大系一四二頁）

この場合の「ないし」とは、中村元『仏教語大辞典』の「中略して、多事を含む詞」という意であろう。従ってここには往生後から成仏にいたる間に、仏道修行が行なわれる意が含まれていると解釈すべ

きである。

又、『選択集』の草稿本とされる『逆修說法』（法然六十三才の著作）<sup>24</sup>には、以下のように、浄土での仏道修行が述べられている。

浄土とは、先ずこの穢惡の界を出でて、かの安樂不退の国に生じ、自然に増進して仏道を証得せんと求むる道なり。（新法全二七〇頁）

今浄土宗の菩提心とは、先ず浄土に往生して一切の衆生を度し、一切の煩惱を断ち、一切の法門を悟り、無上菩提を証せんと欲する心のなり。（新法全二四〇頁）

この場合の「先ず」は『往生大要鈔』の「かつがつ」と同意義であろう。

又、『選択集』以前に成立した『観無量寿経釈』（法然五十三才の著作）には、同様に以下のようにある。

今生に既に、この益を蒙れば、命を捨てて即ち諸仏の家に入ることを明かす。即ち浄土これなり。彼に到りて長時に法を聞く。歴史供養して、因円かに果満ず。（新法全一二四頁・但し『観経疏』からの引用\*歴史供養＝仏・菩薩につかえ、供養すること）<sup>25</sup>

又、『選択集』以後に成立した『往生浄土用心』（法然六十六才以降の著作）<sup>26</sup>にも、同様に以下のようにある。

われとはけみて念仏申して、いそぎ極楽へまいりて、五通三明をさとりて、六道四生の衆生を利益し、父母師長の生所をたつねて、心のままに迎えとらんと思ふべきにて候也。（新法全五六〇頁）

又、成立年代不詳ながら、『念仏大意』・『要義問答』には、以下のように、浄土において、現世においては差し置かれた聖道門の諸行を修することが、明確に述べられている。

浄土ニシテ阿弥陀仏・観音・勢至ニアヒタテマツリテ、モロモロノ聖教オモ学シ、サトリオモヒラクヘキナリ。(『念仏大意』)

新法全四〇七頁)

浄土ノ往生ヲトゲ、一切ノ法門オモ、ヤスタクサトラセタマハムハヨク候ナムトオホエ候。(『要義問答』新法全六一六頁)

安楽ノ浄土ニ往生セサセオハシマシテ、弥陀・観音ヲ師トシテ、法華ノ真如ノ実相平等ノ妙理、般若ノ第一義空、真言ノ即身成仏、一切ノ聖教、ココロノママニサトラセオハシマスヘシ。(『要義問答』新法全六三二頁)

以上、法然において、念仏者は往生後、仏道修行を行なうものとして一貫して位置付けられていたことを宮井氏の論を補足しつつ確認した。

と、すれば、略選択において、「しばらく」の語が付されている理由が推定できよう。諸行は現世において、差し置かれ、投げ捨てられるものであったが、往生後の来世では成仏への行として肯定されるものである。従って念仏者は、往生まで諸行を捨て、念仏を専修しなければならぬが、来世においては、一旦捨てた諸行を行なうことになるわけである。

そこで問題になってくるのが、『七箇条起請文』の諸行非誘停止との関係であるが、『七箇条起請文』は法然六十二才の作成であり、『選択集』に近い頃のものである。が、それにしても、念仏以外の

行は往生後の行としての価値は認められていたはずである。従って、「真言・止観を破り奉り、余の仏・菩薩を誘ずるを停止すべき事」とする訴えは、法然自身の思想から当然導き出されると言える。

## 結 び

法然門徒の地蔵菩薩を信すれば、地獄に堕ちるとする考えは、果たして法然自身の考えなのだろうか。この問題のために、法然における念仏と諸行の関係を考えてきた。結論の前に、もう一度、法然における念仏と諸行の関係をまとめると、以下の二点のようになる。

① 『選択集』において、念仏と諸行との関係は、廃立の義で説かれるが、晩年の著作においては、助成・傍正の義として位置付けられるようになった。

② 『選択集』の廃立の義とは、現世における往生の行としての位置付けであり、来世においては、一旦捨てられた諸行の実践が目指される。略選択の「しばらく」の語は、この意を汲んで付せられたものと思われる。従って、諸行の宗教的価値を全て否定しているわけではない。

以上の論考を考えるに、法然においては、地蔵への行は往生後の成仏への行として生かされる余地があり、『沙石集』にみられる、地蔵を信すると地獄に堕ちる、といった地蔵誹謗は、法然自身の思想からは導き出されない。『七箇条起請文』や『興福寺奏状』からこの発言は、法然の専修思想を曲解した弟子、それも、自称「弟子」の発言とすべきではなからうか。

そこで最後に確認の意義を持って、法然自身が地蔵菩薩をどう位

置付けていたかを考えた。

確實に法然の著作と見なされるものの中で、地藏菩薩に言及しているのは、以下に挙げる『三部經大意』及び『逆修說法』のみである。<sup>(8)</sup>

然ハ弥陀如来観音勢至普賢文殊地藏龍樹ヨリハシメテ、乃至彼ノ土ノ菩薩声聞等ニ至ルマテソナヘ給ヘル所ノ事理ノ法門、定惠功力、内證ノ実智、外用ノ功德、總シテ、万徳無漏ノ所證ノ法門、悉ク三字ノ中ニ収マレリ。(『三部經大意』新法全三三八頁)

＊三字ニ阿弥陀  
普賢・文殊・観音・勢至・地藏等の如き者は、即ち菩薩也。然らば彼らの諸の大菩薩も、弥陀白毫の所現にてもや坐すらん。

(『逆修說法』新法全二五七頁)

この引用で見る限り、法然は地藏菩薩について特別の役割を与えてはいないが、他の仏・菩薩と同様、その功德は阿弥陀仏の名号に含まれる存在としている。最初の、地藏誹謗の問題に戻れば、阿弥陀仏の名号に含まれるものを信ずると、地獄に墮ちるとするのは、奇異である。従って、ここから地藏への行が地獄への悪因となる思想は導き出されず、本論文の「地藏を信ずると地獄に墮ちるといった地藏誹謗は、法然の専修思想を曲解した弟子の発言である」とする見解が肯定されよう。

## 註

(1) 和歌森太郎「地藏信仰」(『宗教研究』二二四号 昭和二六年)

・速水侑「日本古代貴族社会における地藏信仰の展開」(『北海道大学文学部紀要』十七ー一号 昭和四四年)・石田一良「浄土教美術」(へりかん社 平成三年) 三四三頁

(2) 『観無量寿經』によれば、阿弥陀仏の脇侍は観音・勢至であるが、日本において阿弥陀三尊像が、阿弥陀・観音・地藏で造られることは少なかったと考えられている。川勝政太郎「石像地藏」(『仏教芸術』九十七号 昭和四九年)

(3) 無論、法然が勢至菩薩の化現とする信仰も反映していよう。

(4) 和歌森「地藏信仰」前掲

(5) 家永三郎『中世仏教史研究』(法蔵館 昭和二二年)

(6) 「念仏以外の諸行」といった場合、「助業」も当然含まれることになる。しかし、本論文は前述の如く、余仏菩薩への行の位置付けを論ずるもの故、「諸行」といった場合、主として正行以外の「他宗派の行」を指す。

(7) 巻末に「庶幾はくは一たび高覽を経て後に、壁の底に埋めて窓の前に遺すことなかれ」(思想大系一六二頁)とある。このフレーズは常套句であったかもしれないが、『選択集』が一部の弟子にしか与えられなかったことから、単なる常套句とも言い難い。

(8) 浄土宗全書第七卷三七五頁

(9) 順に、井川定慶編『法然上人伝全集』「拾遺古徳伝」五九七頁・「九卷本」三四六頁・「琳阿本」五五一頁・「四十八卷本」二四頁

(10) 順に、井川定慶編『法然上人伝全集』「醍醐本」七七六頁・

「拾遺古徳伝」六二九頁・「九卷本」四二二頁・「十卷本」七一頁・「四十八卷本」二二七頁

(11) 『禪勝房に示される御詞』の出典は、「醍醐本」であり、それだけみれば、後世の偽作の可能性も強いが、当該箇所と同様の記述が『十二問答』（出典「西方指南抄」）にもあり、管見の及ぶ限り、両書を偽書とする先行研究もないようである故、本論文は以上の様な立場に立っている。

(12) 佐藤弘夫氏は『興福寺奏状』以外に、法然の著作には、第十八願を引用するに、「除五逆誹謗正法」を省略するに對して、『七箇条起請文』の論理付けに「除五逆誹謗正法」を使用している点を論拠としている。本論文では字数の關係上、深くは触れないが、『七箇条起請文』が私の推論通り、法然の意を曲解した自称弟子に布告されたものであれば、再考の余地があろう。

(13) 香月乗光『法然浄土教の思想と歴史』（昭和四九年 山喜房）  
・廣川堯敏『法然教学における廃立の構造』（知恩院浄土宗学研究所編『法然仏教の研究』昭和五〇年 山喜房）も、ほぼ同様の見解を取っている。無論、三氏の論は同一ではないが、論の煩雜を避けるため、本論文では藤堂氏の論を検討するに止める。

(14) 藤堂氏は前掲書において、「決定往生心」・「決定往生の信」がなにか区別をして使用しているとは思われない。本論文では、論の煩雜を防ぐため、「決定往生の信」に統一する。

(15) 参考く奈良博順「法然の思想形成」『倫理学研究』第九号

昭和三六年)

(16) 四十八卷本（『法然上人伝全集』二九三頁）による。

(17) 坪井氏は前掲論文では、『念仏大意』を初期のものとしているが、後の著作では、法然七十二才以後のものとしている。坪井俊映『法然浄土教の研究』（昭和五七年 隆文館）七三四頁・但し藤堂恭俊氏は、法然六十二才以前のものとしている。藤堂「浄土宗開創前後における法然の課題をめぐって」（『仏教文化研究』第十七号 昭和四六年）

(18) 「もし選を捨てて雑業を修せむと欲する者は、百の時に希に一二を得、千の時に希に五三を得。」（『思想大系百頁・但し、『往生礼讚』からの引用）

(19) 四十八卷本（『法然上人伝全集』一六六頁〜一七五頁）による。

(20) 新法全六四七頁の註による。

(21) 三田全信「鎌倉二位禅尼への消息と背後考」（『仏教文化研究』第十三号 昭和四一年）

(22) 参考く広神清「鎌倉・室町期の浄土教と運命観」（『季刊日本思想史』第三二号 平成元年）

(23) 丸山博正氏は、「選択集について」（『大正大学研究紀要』第六〇輯 昭和五〇年）において、『選択集』は本願による（仏辺）諸行廃立の書であり、法語は機の側（機辺）からの書であり、両者の諸行の取り扱いの相違はどちらから説くかに由る、としている。と同時に、機の側から説かれるようになったのは、晩年、門徒が増えた故、としている。従って、丸山氏の論は坪

井氏の説を發展したものといえる。

(24) 坪井俊映「法然の語録述作年次に関する研究集録」(『法然浄土教の研究』(前掲)による)。

(25) 中村元『仏教語大辞典』による。

(26) 坪井俊映「法然の語録述作年次に関する研究集録」(前掲による)。

(27) この点に関しては、廣川堯敏「法然教学における廃立の構造」(前掲)も同様の見解を取っている。

(28) 『十七箇条御法語』・『一向専修之七箇条問答』にはそれぞれ地藏に言及した箇所がある(新法全四六八頁・一一五九頁)が、両書とも偽書の疑いが強い。

(29) この点は西方浄土往生信仰を持ち、地藏菩薩に浄土への引導を願った、同時代の良遍と対比すべきであろう。(『地藏菩薩は無仏世の導師、本と穢土を撰し悪趣を救はんと願ふ。(略)伏して願ふは昼夜影の如く相傍して弥陀の来迎に遇はしめたまへ』『念仏往生決心記』浄土宗全書第十五卷五六八頁)

\*各史料のうち、原漢文のものは、書き下して引用した。又、随時、補註を施した。沙石集は文学大系『沙石集』、選撰集・七箇条起請文は、思想大系『法然・一遍』、興福寺奏状は、思想大系『鎌倉旧仏教』、法然上人伝は、井川定慶編『法然上人伝全集』をそれぞれ使用。

\*法然の著作年次に関しては、坪井俊映「法然の語録述作年次に関する研究集録」(『法然浄土教の研究』昭和五七年 隆文館)を参考にし、なるだけ坪井氏の論拠とする原論文を参照するように努めた。

(筑波大学大学院)